

令和6年度

保育利用希望申込みのてびき

(保育施設の利用希望申込みをする前に必ずお読みください。)

【令和6年度の申込み手続きについて】

保育施設は、保護者が就労や病気などの理由により家庭で十分に保育できないお子さんを保護者にかわって保育します。

目次

	ページ
1. 保育の必要性の認定	… 1
2. 保育施設を利用できる時間	… 1
3. 保育を必要とする事由、保育必要量	… 2
4. 支給認定の事由による在園可能な期間	… 2
5. 利用申込みにあたっての確認事項	… 3
6. 4月申込み手続き	… 4
7. 例月の申込み手続き	… 6
8. 必要な書類のチェックリスト	… 7
9. 利用申込み後に内容を変更する場合	… 8
10. 保育施設の利用者負担額（保育料）	… 9 ～ 11
11. 利用調整（選考）	… 12 ～ 15
12. 認定基準表に係る注意事項	… 16 ～ 17
13. 広域入所について	… 18 ～ 19
14. 保育施設一覧	… 20 ～ 23
15. その他の施設	… 24
16. よくある質問	… 25
17. 市内保育施設位置図	… 26

お問い合わせ

三郷市役所 子ども未来部すこやか課保育係

所在地：〒341-8501 三郷市花和田 648 番地 1

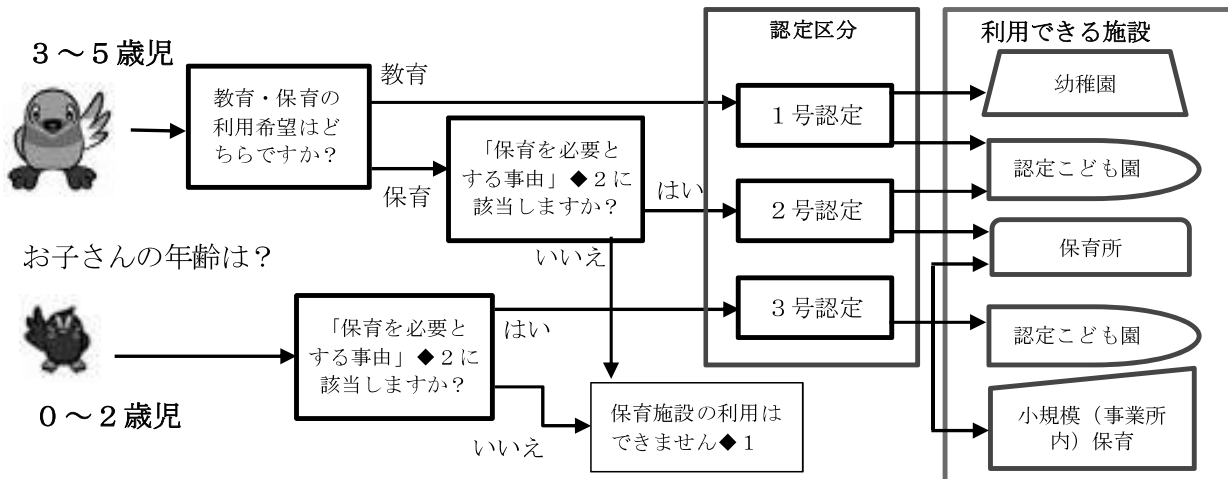
電話：048-930-7784（直通）

※三郷市のホームページからもお覧になれます。

<https://www.city.misato.lg.jp/soshiki/kodomomirai/sukoyaka/>

1. 保育の必要性の認定（支給認定） 「あなたの保育の必要性は？」

保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業および事業所内保育事業の利用を希望する方は、市に『教育・保育給付認定申請書』を提出して、保育施設利用のための「保育の必要性の認定（支給認定）」を受けていただく必要があります。なお、認定期間が保育施設を利用できる期間になります。



- ◆ 1 必要に応じて一時預かり保育（満1歳から）等がご利用いただけます。
- ◆ 2 第3章に保育を必要とする事由についての説明があります。

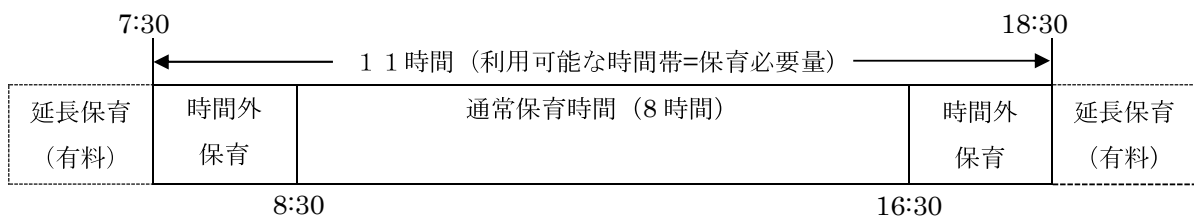
2. 保育施設を利用できる時間（保育必要量）

支給認定を受けた方は、保育を必要とする事由や、就労の場合は就労時間によって、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

保育施設は、支給認定を受けた時間帯の中で就労及び通勤時間等で実際に保育が必要な時間利用できます。保育施設により、開設時間や延長保育の料金等は異なります。20~23ページの「保育施設一覧」をご覧ください。

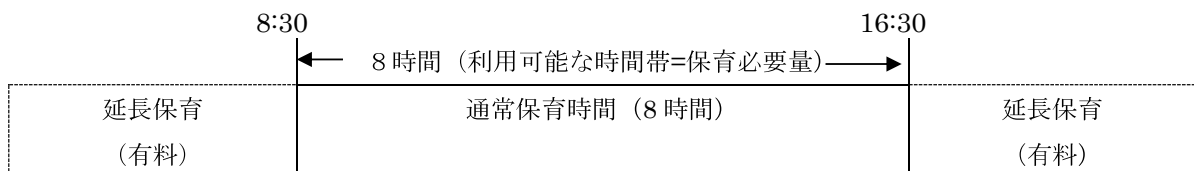
【保育標準時間】（各施設の開所時間内）

就労の事由の場合、両親フルタイム勤務等（**1か月あたり実働120時間程度**（週あたり実働30時間程度））を想定した利用時間です。



【保育短時間】（各施設の開所時間内）

就労の事由の場合、両親又はいずれかがパートタイム勤務等（短時間就労等）を想定した利用時間（**1か月あたり実働64時間以上**（目安として、1日休憩時間を除く実働4時間以上かつ週4日以上））です。



3. 保育を必要とする事由、保育必要量

保育施設を利用するためには、いずれかの「保育を必要とする事由」に該当することが必要です。保育の支給認定は毎月1日を基準日として、基準日時点での保育の必要性に応じた認定及び変更を行います。

保育を必要とする事由	保育必要量
就労（実働月 64 時間以上）◆1	・「保育短時間」（実働月 64 時間以上 120 時間未満） ・「保育標準時間」（実働月 120 時間程度）
妊娠・出産	原則として「保育標準時間」
保護者の疾病、障がい	原則として「保育短時間」
同居又は長期入院等している親族の介護・看護	原則として「保育短時間」
求職活動（起業準備を含む、3か月以内に就労が必要）	原則として「保育短時間」
就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	就学状況により「保育標準時間」又は「保育短時間」
虐待やDVのおそれがあること	原則として「保育標準時間」
育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること◆2	原則として「保育短時間」
その他、市が認める場合	書面確認により「保育標準時間」又は「保育短時間」

- ◆1 フルタイムのほか、パートタイム、夜間、自営業の労働を含みます（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除きます）。また、育児休業期間中の方は就労として申込みことができますが、育児休業期間中に保育利用が決定した場合は、**保育利用開始月の“翌月1日まで”に「育児休業取得証明書の発行を受けた職場」に復職していただくことが保育利用を継続する条件となりますので、ご注意ください**（復職証明書にて確認を行います。申込み時と同等の条件での職場復帰が確認できない場合、退所となります）。
- ◆2 育児休業中、上のお子さんの保育施設の利用期間は、生まれたお子さんが2歳になった日の属する年度末までとなります。翌年度4月から育児休業を終え職場復帰しなかった場合は、上のお子さんは退所となります。

4. 支給認定の事由による在園可能な期間

入所決定後、支給認定事由によって在園可能な期間が決められています。認定期間が終了する方で継続利用を希望される方は以下の手続きをお願いします。

保護者の認定（状況）	支給認定期間	継続利用の条件
妊娠・出産	出産予定日の2か月前の属する月の初日から出産日の8週間後の翌日の属する月の末日まで	在園可能期間後は退所となり、支給認定事由の変更及び継続利用はできません。 保育を必要とする事由が他にある場合は、改めて申込みすることができます。
求職活動	3か月間	入所から3か月以内に就労を開始して、『就労証明書（実働月64時間以上）』と『教育・保育給付認定変更申請書』を提出する。
その他（就労内定）	3か月間	
その他（短時間勤務）	3か月間	
入所したお子さんの育児休業中	1か月間	入所した翌月の1日（1日が休みの場合は翌営業日）までに復職をして『復職証明書』を提出する。

※兄弟同時申込みをして、一方が入所し、一方が保留となってしまった場合でも、継続利用の条件を満たさない場合は退所となります。生まれたお子さんの状況により復職できない場合はご相談ください。

※支給認定の変更につきましては、変更の事由が発生した日ではなく、変更に必要な書類が提出された翌月からとなります。（原則、遡っての認定はいたしません。）

※上記以外の支給認定の有効期間に対しては、内容により審査し、認定いたします。

5. 利用申込みにあたっての確認事項

《クラス年齢について》

- 各クラス年齢の基準日は、令和6年4月1日です。
年度途中で年齢があがってもクラス年齢はあがりません。

年齢早見表

クラス年齢	生年月日
0歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
1歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
2歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
3歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
4歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日
5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日

《保育施設の見学や選び方について》

- 園ごとに保育方針が異なりますので、事前に希望する保育施設へ連絡し、見学や保育方針の確認を必ず行ってください。
- 毎日の送迎、保育利用可能時間（開園時間）、園ごとの保育方針を考えて、保護者自身が、現実的に自力で送迎可能な施設を選んでください。

《「慣れ保育」について》

- 新しく保育施設を利用するお子さんが集団生活に慣れるために、1週間程度の短時間保育（慣れ保育）があります。転所でも新しい保育施設に慣れるために同様に慣れ保育を行います。

《お子さんの保育利用について》

- 入所選考に伴い、お子さんの発育状況などを問診させていただきます。問診によって市が集団保育可能と判断し、日々通所が可能なお子さんを対象に保育をご案内しています。お子さんの病気の状況や問診結果によって、希望される保育施設で安全な受け入れ体制が整わず入所をお受けできない場合や入所希望の保育施設について調整をさせていただく場合があります。また、入所後お子さんにより一層の配慮が必要であると市が判断した場合、他の保育施設や「おひさま組」のご利用について相談させていただく場合があります。
- 上口保育所と丹後保育所には「おひさま組」があり、発達支援センターとの連携をはかり、充実した保育を行っています。支給認定事由に関わらず、「おひさま組」の利用時間は短時間保育（8：30～16：30）となります。

《医療的ケアが必要なお子さんについて》

7ページの必要書類に加え、別冊「保育所における医療的ケア児の受け入れ及び実施に係るガイドライン」中にある下記書類を書類受付期間内にご提出ください。

- ＊「医療的ケア実施申込書（様式第1号）」
- ＊「医療的ケアの実施に係る意見書（様式第2号）」

《電子申請について》

令和6年度4月申込みについて、「三郷市 電子申請・届出サービス」での申込みができるよう調整しております（5月以降の申込みについては、窓口でのお申込みになります）。

申込み方法、URL等、詳細は三郷市HP (<https://www.city.misato.lg.jp/soshiki/kodomomirai/sukoyaka/>) をご覧ください。

※マイナポータルによる「ぴったりサービス」については、受付体制が整わないため、令和6年度申込み時点では対応いたしかねます。

6. 令和6年度4月申込み手続き

- 【提出方法】①特定記録郵便での郵送申込み（書類は折らずに郵送してください。）
 ②すこやか課窓口に直接提出（書類審査は後日行います。）
 ③「三郷市 電子申請・届出サービス」（※詳しくはHPをご覧ください）

【提出先】〒341-8501 三郷市花和田 648 番地 1

三郷市役所子ども未来部すこやか課 宛

※市民の方は、上記以外で書類受付は行っておりません。必ずすこやか課にご提出ください。

市外にお住まいの方は18・19ページをご一読いただき、お住まいの市区町村の保育担当課にお問い合わせください。

1次申込み	平成30年4月2日～令和5年9月1日生まれのお子さん	
	書類受付	令和5年10月2日（月）～令和5年10月18日（水）消印有効
	問診	<p>期間：令和5年10月29日（日）～令和5年11月3日（金） ※日曜・祝日も問診を行います。 午前9時から11時、午後1時30分から3時30分 場所：健康福祉会館内 5階</p> <p><u>母子健康手帳をお持ちのうえ、申込みをされるお子さんと一緒に会場へお越しください。日程・時間によっては混み合うため、お子さん1名につき保護者1名でご来庁願います。</u></p> <p><u>申請確認表にご希望の日程をご記入ください。</u></p> <p>※ご来庁される方の人数を把握するため記入をお願いしております。</p>
	令和5年9月2日～令和6年1月1日生まれのお子さん	
1次申込み	書類受付	令和5年11月6日（月）～令和6年1月9日（火）消印有効
	問診	<p>期間：令和5年12月27日（水）、令和6年1月4日（木） 場所：健康福祉会館内 5階</p> <p><u>母子健康手帳をお持ちのうえ、申込みをされるお子さんと一緒に会場へお越しください。日程・時間によっては混み合うため、お子さん1名につき保護者1名でご来庁願います。</u></p> <p>※申請確認表に日程の希望をご記入ください。書類受付後、日程のご案内をいたします。ご希望に沿えない場合もございます。</p> <p>※1月4～9日に書類を提出される方については、個別に問診日を調整いたします。書類受付後にすこやか課よりご連絡します。</p>
2次申込み (1次申込みに間に 合わなかった方)	書類受付	令和5年10月23日（月）～令和5年12月15日（金）消印有効
	問診	<p>期間：令和5年12月27日（水）、令和6年1月4日（木） 場所：健康福祉会館内 5階</p> <p><u>母子健康手帳をお持ちのうえ、申込みをされるお子さんと一緒に会場へお越しください。日程・時間によっては混み合うため、お子さん1名につき保護者1名でご来庁願います。</u></p> <p>※申請確認表に日程の希望をご記入ください。書類受付後、日程のご案内をいたします。ご希望に沿えない場合もございます。</p>

《4月選考のながれ》

1	必要書類の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育・保育給付認定申請及び施設等利用調整申込みに必要な書類」（7ページ参照）をすべて用意し、「申請確認表」と併せて、4ページに記載の期限までに、下記に特定記録郵便等で提出してください。郵送については、消印有効とします。すこやか課窓口での提出も承ります。 ・提出書類は一式コピーを取り、ご自宅でも保管してください。
---	---------	---



2	書類の審査	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された書類をもとに「保育の必要性」の有無及び認定区分を確認いたします。 ・保育の必要性の確認のため、家庭への訪問や勤務先等へ就労状況の問い合わせを行う場合があります。
---	-------	---



3	受理通知	<ul style="list-style-type: none"> ・書類審査が終わった方へ申請確認表を返送いたします。申請書類到着後3日程度（土・日・祝休日除く）で発送いたしますので、期間が経っても返送がない場合、すこやか課へお問い合わせください。 ・問診日程および選考指数を通知でご案内いたします。 ・不備・不足書類があった場合は、申請確認表に記載してあります書類の提出が必要となります。
---	------	--



4	不備書類の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・不備・不足書類がある方は、返送された申請確認表に記載されている指定期限（消印有効）までに特定記録郵便又はすこやか課窓口書類を提出してください。不備・不足書類を電子申請で提出することはできません。 ・期限までに書類の提出がない場合、選考対象外となる場合や指数の変更となる場合があります。 ・指定期限後に提出された場合、2次選考以降で反映いたします。
---	---------	--



5	問診	<ul style="list-style-type: none"> ・お子さんの発育状況などを「問診」により確認します（問診の内容により、再度、別日程で再問診をさせていただく場合があります）。 ・返送された申請確認表に記載の問診日に、指定会場へ母子健康手帳を持参のうえ、お子さんとお越しください。 ・母子健康手帳をお忘れの場合、問診は受けられません。
---	----	--



ここまでの手続きを済ませたら、申込み手続完了となります（利用調整を受けられます）。
※問診（再問診）が済んでいない場合、利用調整の対象となりませんので、ご注意ください。



6	認定証の交付	・市から保育の必要性に応じて「支給認定証」を交付します。
---	--------	------------------------------



7	利用調整 及び 結果の送付	1次	選考対象者：1次申込みをされた方 結果発送予定日：2月上旬（市ホームページにて、発送日をお知らせします。）
		2次	選考の対象：1次選考で決定しなかった方・2次申込みをされた方 結果発送予定日：3月上旬（市ホームページにて、発送日をお知らせします。）

※選考結果は郵送にてお知らせします。通知前の電話等による選考結果の問い合わせには応じかねます。

※保留通知は3月上旬に発送します。

※利用決定とならなかった場合、施設等利用調整申込書は年度内（翌年3月）まで有効となります。

8. 必要な書類のチェックリスト

必要な書類が提出されないと教育・保育給付認定申請及び利用施設調整申込みの手続きが完了せず、利用調整の対象となりませんのでご注意ください（★の書類は市ホームページから入手できます）。

番号	書類名	チェック欄																			
1	★教育・保育給付認定申請書（※児童一人につき1部）	<input type="checkbox"/>																			
2	★施設等利用調整申込書（兼児童台帳）（※児童一人につき1部）	<input type="checkbox"/>																			
3	<p>「保育を必要とする事由」を確認する書類（父・母・その他同居者分）</p> <p>※世帯に18歳以上65歳未満の同居者（別世帯の場合も含む）がいる場合も下記の書類をご提出ください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保護者の状況</th> <th>必要となる証明書類等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">就労 ◆1 追加書類</td> <td>★就労証明書（発行後2か月以内）</td> </tr> <tr> <td>【役員（会社の取締役・監査役、法人の理事等）】 「履歴事項全部証明書（登記簿謄本）」又は「確定申告書」の写し</td> </tr> <tr> <td>【自営業主（個人事業主）】 「営業許可証」、「開業届」、契約・受注書類の写し等事業を営んでいることが確認できる書類のいずれか</td> </tr> <tr> <td>【自営業専従者、家族従業者（協力者）】 「確定申告書」の写し又は給与明細書</td> </tr> <tr> <td>【内職者、業務委託】契約・受注書類の写し等</td> </tr> <tr> <td>【変則就労】シフト表（就労実績と同じ月のもの）</td> </tr> <tr> <td>妊娠・出産</td> <td>母子健康手帳（生まれるお子さんのもの）の表紙及び出産（分娩）予定日記載のページの写し</td> </tr> <tr> <td>疾病・障がい</td> <td>診断書または身体障害者手帳などの写し ◆2</td> </tr> <tr> <td>介護・看護</td> <td>★介護の申立書、看護（介護）が必要な方の診断書・障害者手帳等</td> </tr> <tr> <td>求職活動</td> <td>★求職活動申立書 ★起業に係る申立書（及びそれが分かる契約書等）</td> </tr> <tr> <td>就学</td> <td>在学証明書または学生証の写し（※学校教育法の規定する学校等） 保護者が学生の場合は、時間割表など授業時間の分かるもの</td> </tr> </tbody> </table>	保護者の状況	必要となる証明書類等	就労 ◆1 追加書類	★就労証明書（発行後2か月以内）	【役員（会社の取締役・監査役、法人の理事等）】 「履歴事項全部証明書（登記簿謄本）」又は「確定申告書」の写し	【自営業主（個人事業主）】 「営業許可証」、「開業届」、契約・受注書類の写し等事業を営んでいることが確認できる書類のいずれか	【自営業専従者、家族従業者（協力者）】 「確定申告書」の写し又は給与明細書	【内職者、業務委託】契約・受注書類の写し等	【変則就労】シフト表（就労実績と同じ月のもの）	妊娠・出産	母子健康手帳（生まれるお子さんのもの）の表紙及び出産（分娩）予定日記載のページの写し	疾病・障がい	診断書または身体障害者手帳などの写し ◆2	介護・看護	★介護の申立書、看護（介護）が必要な方の診断書・障害者手帳等	求職活動	★求職活動申立書 ★起業に係る申立書（及びそれが分かる契約書等）	就学	在学証明書または学生証の写し（※学校教育法の規定する学校等） 保護者が学生の場合は、時間割表など授業時間の分かるもの	<input type="checkbox"/>
保護者の状況	必要となる証明書類等																				
就労 ◆1 追加書類	★就労証明書（発行後2か月以内）																				
	【役員（会社の取締役・監査役、法人の理事等）】 「履歴事項全部証明書（登記簿謄本）」又は「確定申告書」の写し																				
	【自営業主（個人事業主）】 「営業許可証」、「開業届」、契約・受注書類の写し等事業を営んでいることが確認できる書類のいずれか																				
	【自営業専従者、家族従業者（協力者）】 「確定申告書」の写し又は給与明細書																				
	【内職者、業務委託】契約・受注書類の写し等																				
	【変則就労】シフト表（就労実績と同じ月のもの）																				
	妊娠・出産	母子健康手帳（生まれるお子さんのもの）の表紙及び出産（分娩）予定日記載のページの写し																			
疾病・障がい	診断書または身体障害者手帳などの写し ◆2																				
介護・看護	★介護の申立書、看護（介護）が必要な方の診断書・障害者手帳等																				
求職活動	★求職活動申立書 ★起業に係る申立書（及びそれが分かる契約書等）																				
就学	在学証明書または学生証の写し（※学校教育法の規定する学校等） 保護者が学生の場合は、時間割表など授業時間の分かるもの																				
4	★教育・保育給付認定申請及び施設等利用調整申込に関する確認票	<input type="checkbox"/>																			
5	★質問票（※児童一人につき1部）	<input type="checkbox"/>																			
6	★申請確認表（※児童一人につき1部） <u>4月申込み時のみ</u>	<input type="checkbox"/>																			
7	同居者全員のマイナンバーが分かる書類（個人番号カード・通知カード・個人番号入り住民票）	<input type="checkbox"/>																			
8	申請者のご本人確認ができる書類（個人番号カード・運転免許証・パスポートなど）◆3	<input type="checkbox"/>																			
番号	書類名【該当者のみ】	チェック欄																			
9	<p>【令和5年1月2日以降に三郷市へ転入した方】選考・保育料算定のための書類◆4</p> <p>4月～8月入所申込みで令和5年1月2日以降に三郷市へ転入した方⇒前住所地の市区町村が発行する「令和5年度（令和4年中所得）住民税納税通知書又は課税証明書・非課税証明書」</p> <p>9月～3月入所申込みで令和6年1月2日以降に三郷市へ転入した方⇒前住所地の市区町村が発行する「令和6年度（令和5年中所得）住民税納税通知書又は課税証明書・非課税証明書」</p>	<input type="checkbox"/>																			
10	【外国人の方】「在留カード」の写し	<input type="checkbox"/>																			
11	<p>【ひとり親の方】家族の状況が分かる書類 ◆5</p> <p>ひとり親医療受給者証、戸籍全部事項証明書、離婚届受理証明書のいずれか</p>	<input type="checkbox"/>																			
12	【単身赴任の方】住民票（単身赴任の方の分）・辞令又は物件の賃貸契約書の写し◆5	<input type="checkbox"/>																			
13	【世帯に障がいのある世帯員がいる方】「障害者手帳」の写し◆5	<input type="checkbox"/>																			
14	【生活保護を受給されている方】生活保護の受給資格がわかる書類 ◆5	<input type="checkbox"/>																			
15	【認可外保育施設等に預け働いている方】★在園証明書	<input type="checkbox"/>																			
16	【認可保育施設で就労（内定・育休に限る）している保育士の方】 保育士証の写し◆5、★保育士等就労に関する誓約書（就労先が市内の方のみ）◆5	<input type="checkbox"/>																			

- ◆1 入所希望月の受付締切時点で実際に就労されていても、必要な書類が提出されていない場合は就労とみなすことはできません。
- ◆2 療養が必要な期間と保育の利用が必要であるという記載があるものをご提出ください。
- ◆3 「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、本人の顔写真が貼付されたものは1点の提示で確認ができます。健康保険証、児童扶養手当証書など顔写真がないものは2点必要です。
- ◆4 選考順位に関わりますので、必ずご提出ください（未提出でも利用調整は受けられます）。
「8月」までに入所決定しなかった場合は、8/5までに現年度の課税証明書を追加でご提出ください。
- ◆5 書類の提出によって優先利用の加点となります。16・17ページの認定基準表に係る注意事項をご確認ください。



令和6年度より「就労証明書」の様式が変わっています！
子ども家庭庁より発行されている「標準的な様式（簡易様式）」をご利用ください。

9. 利用申込み後に内容を変更する場合

窓口書類を直接ご提出ください（電話での変更申請はできません）。

選考は基準日（例月の申込みは前月5日、4月は「よくある質問4」をご覧ください）を設けておりますので、提出日には注意してください。基準日を過ぎた場合は、翌月から変更いたします。

《家庭状況に変更があった場合》

変更内容	必要な書類等	支給認定の期間	その他
勤務先が変わった 就職が決まった 勤務時間の変更	家庭状況変更届出書 教育・保育給付認定変更申請書 就労証明書（最新のもの）	3～5歳の方：就学前まで 0～2歳の方：3歳の誕生日の前々日まで	勤務時間により、保育短時間又は保育標準時間の認定を行います。
仕事を辞めた	家庭状況変更届出書 求職活動申立書	仕事を辞めた月の末日まで	支給認定期間をもって退所となります。
妊娠がわかった	母子健康手帳の写し 産前産後休暇取得証明書（就労認定の方のみ）	原則3か月（既に支給認定を受けている方は、現在の認定事由を継続できます）	認定事由が妊娠・出産となる場合、認定期間をもって退所となります。
病気になった	家庭状況変更届出書 教育・保育給付認定変更申請書 医師の診断書等	原則6か月間	疾病の事由での保育必要量は、「保育短時間」となります。
結婚した 家族の出入りがあった	家庭状況変更届出書 課税証明書 就労証明書	家族の異動後の認定事由によって支給認定期間が変更になります。	保育施設利用中の方は、家族の異動に伴い、保育料の再算定を行います。
離婚した	家庭状況変更届出書 戸籍全部事項証明書 等	父もしくは母の認定事由によって支給認定期間が変更になります。	離婚協議中の方はすこやか課までご相談ください。

家庭状況に変更があった場合は必ずご提出ください。入所内定後、申込みの状況との相違が判明した場合、内定を取り消す場合がございます。

《その他の変更》

変更内容	必要な書類等	支給認定の期間	その他
希望する保育施設 兄弟条件 希望月	施設等利用調整変更申込書		
申込みを取り下げたい	保育所等入所（転所）申込取下げ届（入所決定辞退届）		

10. 保育施設の利用者負担額（保育料）

保育施設の利用者負担額（保育料）は、保護者（父母またはそのお子さんを扶養している祖父母や同居の親族など）の所得に応じて決まる「市区町村民税の所得割」の金額の合算によって決定しています。

《保育料表について》

下記の保育料はひと月あたりの金額です。

()内は第2子の金額です。多子軽減対象となる兄弟姉妹がいる第3子は、0円となります。

階層	利用者負担額				
	区分	3歳未満児クラス		3歳児クラス以上	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護受給世帯	0	0		
B	市区町村民税 非課税世帯	0 (0)	0 (0)		
	要保護世帯(注)	0	0		
C	市区町村民税 所得割非課税世帯	12,000 (6,000)	11,700 (5,850)		
	要保護世帯(注)	5,500 (0)	5,350 (0)		
D 1	所得割課税額 24,300円未満	13,600 (6,800)	13,300 (6,650)	<p>【幼児教育・保育無償化(3歳児クラス以上)】 保育料：0円</p> <p>給食費：主食費（ごはん、パン等）・副食費^{◆1}（おかず、おやつ）については、各施設で金額を設定しております。</p> <p>◆1 副食費については、減免制度があります。 市区町村民税所得割額 57,700円未満の世帯、77,101円未満の要保護世帯（次ページ参照）及び全所得階層の第3子以降の子ども（保育認定子どもは就学前子どもを第1子とし、第3子以降の子どもが対象）については、副食費が免除されます。</p>	
	要保護世帯(注)	6,300 (0)	6,150 (0)		
D 2	24,300円以上 48,600円未満	15,600 (7,800)	15,300 (7,650)		
	要保護世帯(注)	7,300 (0)	7,150 (0)		
D 3	48,600円以上 72,800円未満	23,000 (11,500)	22,600 (11,300)		
	要保護世帯(注)	9,000 (0)	9,000 (0)		
D 4	72,800円以上 77,101円未満	24,000 (12,000)	23,500 (11,750)		
	要保護世帯(注)	9,000 (0)	9,000 (0)		
	77,101円以上 97,000円未満	24,000 (12,000)	23,500 (11,750)		
D 5	97,000円以上 110,000円未満	30,000 (15,000)	29,400 (14,700)		
D 6	110,000円以上 130,000円未満	38,000 (19,000)	37,300 (18,650)		
D 7	130,000円以上 150,000円未満	40,000 (20,000)	39,300 (19,650)		
D 8	150,000円以上 169,000円未満	43,000 (21,500)	42,200 (21,100)		
D 9	169,000円以上 190,000円未満	54,000 (27,000)	53,000 (26,500)		
D 10	190,000円以上 210,000円未満	55,000 (27,500)	54,000 (27,000)		
D 11	210,000円以上 230,000円未満	56,000 (28,000)	55,000 (27,500)		
D 12	230,000円以上 250,000円未満	57,000 (28,500)	56,000 (28,000)		
D 13	250,000円以上 270,000円未満	58,000 (29,000)	57,000 (28,500)		
D 14	270,000円以上 301,000円未満	59,000 (29,500)	57,900 (28,950)		
D 15	301,000円以上	68,000 (34,000)	66,800 (33,400)		

《多子軽減対象となる兄弟姉妹》

保育所（園）・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業・特別支援学校・児童発達支援・児童心理治療施設を利用している小学校就学前児童

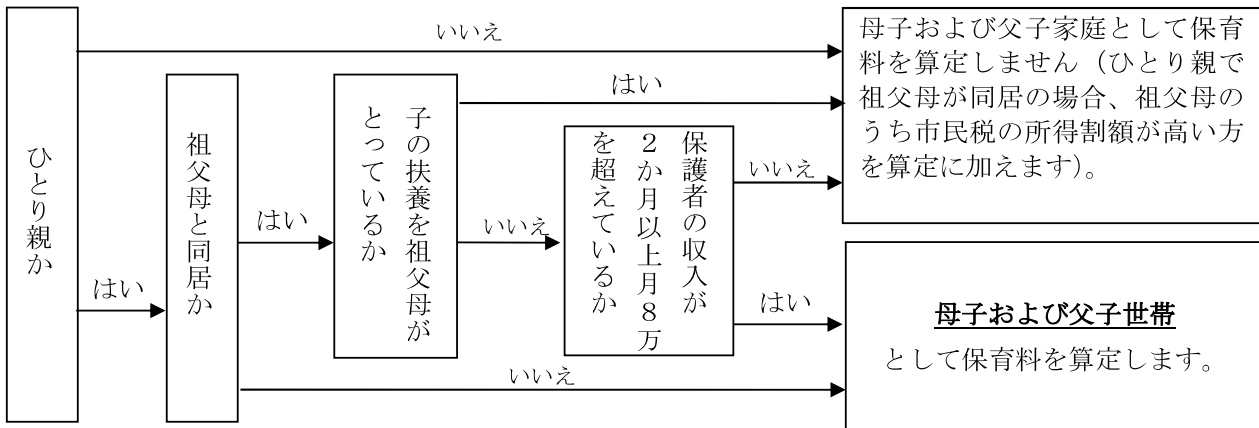
上記施設に在籍している最年長の児童を第1子とします。ただし、市区町村民税所得割額 57,700 円未満の世帯、77,101 円未満の要保護世帯（注）については、生計を一にする子の年齢に関わらず兄弟姉妹の計数対象とします。また、3歳未満児クラスに在籍する第3子以降のお子さんは、生計を一にする子の年齢に関わらず兄弟姉妹の対象とします。

（注）要保護世帯

1	母子及び父子世帯※
2	身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者と同居する世帯
3	特別児童扶養手当の支給対象児・障害基礎年金等の受給者のいる世帯

※保育料における母子及び父子世帯認定判断基準

離婚が成立していること、住民票が異動しており、同居の実態がないことを判断基準として、全てを満たしてひとり親としてみなされます。世帯分離のみの場合は同一世帯とみなします。利用調整におけるひとり親と基準が異なります。



《保育料の算定根拠の確認方法》

令和4年度 課税（所得）証明書	
氏名	住所
氏名	福江三輝臣
課税標準金額	1,234,567円
所得控除	77,300円
税額	1,157,267円
税額控除	53,400円
合計	1,103,867円

①市民税所得割額

③税額控除等の内訳に記入されている、住宅借入金等特別税額控除額・配当控除額・寄付金税額控除額等

上記を両親分足し合わせて算定します。

ただし、④が①を上回る場合は、②に④を合算して算出する必要があります。

《例》①と③を合計した
77,300+53,400=130,700
金額を両親分合算した金額をもとに算定します。

（例：三郷市の課税証明書）

《保育料の算定における留意事項》

・4月から8月までの分、9月から3月までの分で年2回算定が行われます。毎年9月から保育料の算定基礎になる市民税の年度が変わりますので、金額が大きく変わる場合があります。なお、保育必要量が変更等になった際には、翌月分から保育料が変更となります。

（例：令和6年度4～8月の保育料…令和5年度の課税額で算定

令和6年度9～3月の保育料…令和6年度の課税額で算定）

・未申告の方は保育料を算定することができませんので、最高額（D15階層）の保育料で決定します。所得がない方についても住民税の申告手続きが必要です。（育児休業を取得していた方も税申告が必要な場合があります。予めご確認ください。）

・市外から転入された方で三郷市に課税情報が無い場合、7ページをご覧ください、該当期間の課税証明書をご提出ください。

・自治体によっては、課税証明書や課税額決定通知書に控除額が載らない場合がございます

《保育料の支払い方法》

保育施設によって支払い先が異なります。

利用決定した保育施設	支払先	支払い方法
公立保育所 私立保育園	三郷市	納付書 又は 口座振替
認定こども園 小規模保育施設 事業所内保育施設	各保育施設	各保育施設が定める方法

※保育料以外の料金は直接施設にお支払いいただきます。

原則、登園日数に関わりなく1カ月分徴収いたします。

月の途中に退園した場合、月の10日まで在籍していると半額、11日以降も在籍していると全額の保育料がかかります。

○納付書（保育料（保護者負担金）納付（納入）済通知書）

毎月中旬に納付書をご自宅（住民票のある住所）に送付します。

納付期限（毎月末日、末日が土日・祝日にあたる場合は翌金融機関営業日）までに、納付書裏面に記載のある納付場所でお支払いください。また、令和5年度よりスマートフォン決済が可能になりました。

※三菱UFJ銀行・常陽銀行・三井住友銀行の窓口では「保育料（保護者負担金）納付（納入）済通知書」による納付がいただけません。また、令和5年4月1日から三井住友信託銀行では口座振替を含め保育料を納付いただけません。

○口座振替

口座振替を希望される金融機関に「三郷市税等口座振替依頼書・自動振込利用申込書（廃止届）」をご提出ください。

振替日（引き落とし日）は毎月末日、末日が土日・祝日にあたる場合、翌金融機関営業日です。

申込書を提出してから口座振替可能になるまで2か月程かかります。それまでは納付書でお支払いいただきます。

1 1. 利用調整（選考）

保護者やご家族の方の就労状況や病気・心身の障がいの程度、家庭の状況を確認し、次のページの保育必要性の認定基準表に基づき保育の必要性の高い児童を判断し、利用調整を行います。

《事由による指数（表①）》

父・母それぞれの保育の必要性の事由に応じ、保育必要性の認定基準表より該当する項目のうち最も高い指数が一つずつ選択され、父母分を合計したものが「事由による指数」となります。（例：両親週5日、1日7時間就労の場合、父母それぞれに20点がつき合計40点）

《優先利用による指数（表②）》

家庭の状況に応じて該当するものすべてに指数がつきます。兄弟姉妹の加点以外はすべて書類による判断を行いますので、該当する書類をお持ちください（事由に該当している状況でも書面で確認できない場合は、加点がつきません）。

《合計指数》

合計指数 = 「事由による指数」 + 「優先利用による指数」となり、合計指数で選考を行います。

《選考方法》

クラス年齢ごとに合計指数が高い児童の第一希望から希望する全ての施設について、空き枠があるか確認します。空きがあれば入所決定を行い、空きがなかった場合は保留となります。

No	児童名	合計指数	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望
1	中央太郎	42点	A保育所	B保育所	C保育所	D保育所	E保育所
2	上口次郎	40点	E保育所				
3	彦成太郎	36点	D保育所	G保育所	C保育所		
4	高州花子	24点	A保育所	E保育所	C保育所		
5	早稲さつき	22点	B保育所	H保育所			

※兄弟の同時・同一施設への入所希望条件は、別途判断しています。（14・15ページ参照）

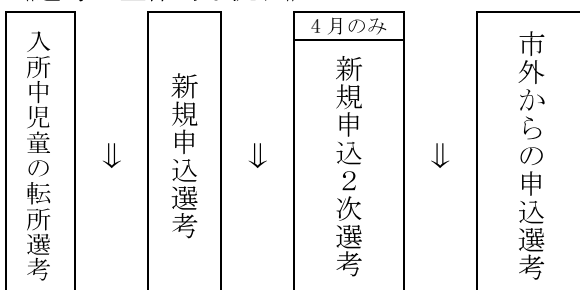
※指数の高い児童から選考を行いますので、指数の高い児童の下位の希望と指数の低い児童の上位の希望が競合した場合は、指数の高い児童が優先されます。

《同点の場合の判断基準》

合計指数が同点となった場合、同点の児童の家庭状況を以下の順番で比較し、判断を行います。

①	事由による指数が高い方
②	同点となった希望施設の希望順位が高い方（単独希望は考慮しません。）
③	保護者が育児休業取得中の方
④	保護者の市民税の所得割額（保育料算定に利用する金額）が低い方
⑤	保護者の収入が低い方

《選考の全体的な流れ》



※選考は遡りませんので
ご注意ください。



《令和6年度の保育の必要性の認定基準表》

保育必要性の認定基準表

令和6年4月1日入所選考基準

児童氏名	記入年月日	令和	年	月	日
------	-------	----	---	---	---

事由による指数(※2つ以上の事由に該当する場合はいずれか高い方の指数)

事由	細目	点数		
		父	母	
就労(外勤・自営中心者等※)	週5日以上	1日7時間以上の就労	20	20
		1日6時間以上7時間未満の就労	18	18
		1日5時間以上6時間未満の就労	16	16
		1日4時間以上5時間未満の就労	14	14
		上記以外	2	2
	週4日	1日7時間以上の就労	16	16
		1日6時間以上7時間未満の就労	14	14
		1日5時間以上6時間未満の就労	12	12
	週3日	1日7時間以上の就労	13	13
		1日6時間以上7時間未満の就労	11	11
内職	月収6.1万以上	3	3	
	月収6.1万未満	2	2	
	上記以外	2	2	
就労(自営協力者・専従者)	週5日以上	1日7時間以上の就労	18	18
		1日6時間以上7時間未満の就労	16	16
		1日5時間以上6時間未満の就労	14	14
		1日4時間以上5時間未満の就労	12	12
	週4日	1日7時間以上の就労	14	14
		1日6時間以上7時間未満の就労	12	12
		1日5時間以上6時間未満の就労	10	10
	週3日	1日7時間以上の就労	11	11
		1日6時間以上7時間未満の就労	9	9
	就労内定	週5日以上	4	4
1日6時間以上7時間未満の就労		3	3	
上記以外		2	2	
妊娠・出産	出産予定日2か月前の属する月の初日から出産日8週間後の翌日の属する月まで		18	
疾病等	入院中(原則1か月以上)	20	20	
	常時病臥・精神性(精神障害保健福祉手帳1~3級)	20	20	
	精神性(上記以外)	10	10	
	一般の治療中	8	8	
障がい	身体障害者手帳1・2級、療育手帳 A・B	20	20	
	身体障害者手帳3級、療育手帳 C	16	16	
	身体障害者手帳4級	10	10	
介護・看護	入院常時介護・看護	20	20	
	通院自宅介護・看護	16	16	
	通院自宅介護・看護	12	12	
	その他の介護・看護	10	10	

事由	細目	点数	
		父	母
求職活動	起業準備	5	5
	求職のため日中外出を常態としている場合	2	2
就学	学校教育法に定める学校、職業訓練施設等における職業訓練を含む(1日4時間以上、月16日以上)の就学	8	8
	上記以外	5	5
要支援	虐待防止等のため特別な支援を要する家庭	20	20
研究員	研究員等	10	10
不存在	離婚・離婚調停中・死別・失踪・拘禁等	20	20

※自営中心者の他に、会社役員、取締役、個人事業主、常務等を含む。

優先利用による指数		指数
両親不存在世帯		5
証明書	ひとり親家庭(他に同居者がいない)	3
	ひとり親家庭(他に同居者がいる)	2
住民票	単身赴任(他に同居者がいない) ※三郷市に隣接する市区(松戸市・流山市・吉川市・八潮市・葛飾区)以外に居住している場合	2
令票	単身赴任(他に同居者がいる) ※三郷市に隣接する市区(松戸市・流山市・吉川市・八潮市・葛飾区)以外に居住している場合	1
生活保護世帯で就労による自立支援につながる場合		2
虐待防止等のため特別な支援を要する家庭		5
障害手帳・療育手帳	児童が心身に障がいがある場合	1
	その他世帯員に心身に障がいがある者がいる場合	1
いずれか一つ	兄弟姉妹が既に認可保育施設を利用している場合(4月申込時は兄弟姉妹が卒園してしまう場合または退所予定の場合を除く)	2
	多胎児が同時に申込みをしている場合	2
いずれか一つ	申込本見および上記条件に該当する児童を除く、就学前児童がいる場合(4月申込時は兄弟姉妹が、4.1時点で満6歳になる児童を除く)	1
	入所を希望する児童を一時保育、市外の認可保育施設、認可外保育施設(事業所内、企業内保育施設等を含む)、ファミリーサポートセンター等に【週4日】以上預けて既に就労している場合	3
いずれか一つ	入所を希望する児童を一時保育、認可外保育施設(事業所内、企業内保育施設等を含む)、ファミリーサポートセンター等に【週3日】預けて既に就労している場合	2
	父母のいずれかが保育士資格を有し、「市内認可保育施設において月120時間以上の要件で内定している場合」または、「市内認可保育施設に就労しており、育児休業から月120時間以上の要件で入所の翌1日までに復職予定の場合」	30
いずれか一つ	父母のいずれかが保育士資格を有し、「市内認可保育施設において月120時間未満の要件で内定している場合」または、「市内認可保育施設に就労しており、育児休業から月120時間未満の要件で入所の翌1日までに復職予定の場合」	20
	父母のいずれかが保育士資格を有し、「市外認可保育施設において月120時間以上の要件で内定している場合」または、「市外認可保育施設に就労しており、育児休業から月120時間以上の要件で入所の翌1日までに復職予定の場合」	2
当年度中に保育施設利用が決定したが、辞退している場合 または、保育利用1か月未満で退所した場合に申込児童について適用(転所の場合は、退所として扱わない)		△2
申込日時時点で世帯に保育料の滞納がある場合		△20

は、支給認定期間を3か月間とする。

※単身赴任は会社都合で、現在お子さんと共に住んでおらず、その居住地が三郷市と三郷市に隣接する市区町村(松戸市・流山市・吉川市・八潮市・葛飾区)にない方が対象です。

※②の優先利用による点数は、その事実を確認する書類の提出がない場合、加対象とはなりませんので、ご注意ください。

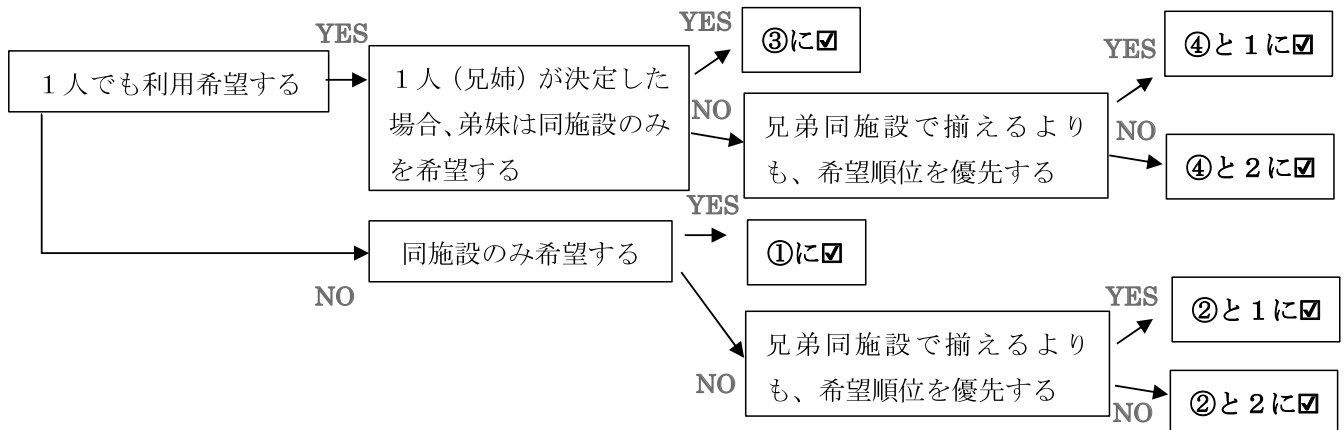
《兄弟同時申込の方の選考方法について》

施設等利用調整申込書において、兄弟同時申込の入所決定条件を希望出来ます。

兄弟のどちらかが転所選考申請を行っている場合、転所選考で決定した施設に合わせる希望となります。

同時に2人以上 申込みの場合 (該当事項に☑)	【希望条件 ※いずれかに☑】 ① <input type="checkbox"/> 同時期に同施設でのみ利用希望。 ② <input type="checkbox"/> 同時期であれば別々の施設でも利用希望。 ③ <input type="checkbox"/> 1人のみ利用決定した場合、その後は同施設のみ利用希望。(その他希望施設は選考しない。) ④ <input type="checkbox"/> 1人でも利用希望。(別々の施設でも利用希望。)
	----- 【同時期に利用決定した場合 ※いずれかに☑】 1 <input type="checkbox"/> 希望順位どおりの利用希望。 2 <input type="checkbox"/> 希望順位を落としても同施設を利用希望。(別々の施設でも利用希望。)

選択肢	選択肢の説明
① 同時期に同施設でのみ利用希望	同じ時期に同じ施設に決定するときのみ入所が決定します。
② 同時期であれば別々の施設でも利用希望	同じ時期に決定するのであれば、場所は問わず入所が決定します。同じ施設になるとは限りませんが、揃えられる条件が整った際にどちらを希望するか下記(1または2)で選択いただきます。
③ 1人のみ利用決定した場合、その後は同施設のみ利用希望。(その他希望施設は選考しない。)	一方が決定した場合、決定した施設と同施設に空きがある場合は両方とも同施設で決定します。同施設で決定しなかった場合、それ以降の月について、今後は同施設のみを選考を行います。
④ 1人でも利用希望。(別々の施設でも利用希望。)	兄弟条件を考慮しないため、一番入所決定しやすい選択肢になります(入所決定しない場合もございます)。同じ施設になるとは限りませんが、揃えられる条件が整った際にどちらを希望するか下記(1または2)で選択いただきます。
1 希望順位どおりの利用希望。	兄弟で揃えられる条件が整っていたとしても、この選択肢を選んだ場合は決定できる施設の中で一番高い希望順先に決定していきます。
2 希望順位を落としても同施設を利用希望。(別々の施設でも利用希望。)	兄弟でなるべく揃えたい場合はこちらに選択いただきます。揃えられる条件が整った際にのみ適用されますので、同じ施設に揃わないこともございます。



例 1

※【◎→定員に空きあり、×→定員に空きなし】

	児童名	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望
兄	中央太郎	A保育所【◎】	B保育所【×】	C保育所【◎】	D保育所【◎】	E保育所【×】
妹	中央花子	A保育所【×】	B保育所【×】	C保育所【×】	D保育所【×】	E保育所【◎】

●現在下の子の育児休業中。上の子は必ずどこかの保育所に入れたいが、下の子は上の子と同じ施設で決定しない場合は保留でも良いと考えている。また、同時期入所以外は希望していない。

その場合の選択は→中央太郎 ④ 1人でも利用希望

中央花子 ① 同時期に同施設のみ利用希望

【選考結果】 中央太郎→A 保育所決定、中央花子→保留

例 2

	児童名	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望
兄	中央太郎	A保育所【◎】	B保育所【×】	C保育所【◎】	D保育所【◎】	E保育所【×】
妹	中央花子	A保育所【×】	B保育所【×】	C保育所【×】	D保育所【◎】	E保育所【◎】

●現在下の子の育休中であるが、必ず復職をしなければならないため、2人とも同時期に利用決定したい。なるべくなら同じ施設で決定したいが、できない場合は別々になってしまっても良い。

その場合の選択は→中央太郎、花子ともに ② 同時期であれば別々の施設でも利用希望

2 希望順位を落としても同施設を希望

【選考結果】 中央太郎→D 保育所決定、中央花子→D 保育所決定

例 3

	児童名	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望
兄	中央太郎	A保育所【◎】	B保育所【×】	C保育所【◎】	D保育所【◎】	E保育所【×】
妹	中央花子	A保育所【×】	B保育所【×】	C保育所【×】	D保育所【◎】	E保育所【◎】

●兄妹のどちらでもいいので1人は決定したい。また第1希望のA保育所に通わせたい意向である。同施設に合わせなくても良いので、希望順位で決定することを優先させたい。

その場合の選択は→中央太郎、花子ともに ④ 1人でも利用希望

1 希望順位どおりの利用希望

【選考結果】 中央太郎→A 保育所決定、中央花子→D 保育所決定

例 4

	児童名	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望
兄	中央太郎	A保育所【◎】	B保育所【×】	C保育所【◎】	D保育所【◎】	E保育所【×】
妹	中央花子	A保育所【×】	B保育所【×】	C保育所【×】	D保育所【◎】	E保育所【◎】

●兄妹のどちらでもいいので1人は決定したいが、同施設で通わせたい。同時期に決定しなくても問題ない。

その場合の選択は→中央太郎、花子ともに ③ 1人のみ利用決定した場合、その後は同施設のみ利用希望。

【選考結果】 中央太郎→A 保育所決定、中央花子→保留

※参考 クラス年齢が上の児童から選考を行っているため、兄のみ第1希望に入所決定し、妹は保留となる。

それ以降の月について、今後妹は第1希望のみ選考を行っていくことになる。



兄弟条件希望についてわからないことがあれば、すこやか課までお問い合わせください。

12. 認定基準表に係る注意事項

《就労（役員、自営業主、自営業専従者、家族専従者、内職、業務委託）事由による取り扱い》

- ・上記に該当し、就労証明書をご自身又はご家族などが記載する場合は、別途証明書類の提出がないと就労とみなせず点数をつけることができません。7ページの必要な書類のチェックリストを必ずご確認ください、書類をご提出ください。
- ・原則、就労証明書の「就労時間（契約時間）」に基づいて点数をつけますが、「就労実績」と点数が変わるほどの大きな乖離がある（実績が少ない）場合、実績に基づいた低い指数をつけます。

《就労内定事由による取り扱い》

各月入所申込の基準日（締め切り時点 4月入所希望申込みの場合はよくある質問4を参照）で、雇用（予定）期間等を過ぎていない場合、申込事由は就労内定となります。

例) 7月入所申込希望 令和6年6月5日申込締め切り

3	雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期	期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)	2024年6月9日～
---	-----------	---	-----------------------	------------

上記の場合は、申込締め切り時点で就労が開始されていませんので、就労内定となります。また、翌月から就労事由による点数をつけるためには、就労開始後に記入された就労証明書の提出が必要となります。

《ひとり親・障がい・生活保護による加点》

ひとり親家庭（他に同居者がいない）	3
ひとり親家庭（他に同居者がいる）	2

療 障 手 育 害 帳 者	児童が心身に障がいをもつ場合	1
	その他世帯員に心身に障がいをもつ者がいる場合	1

生活保護世帯で就労による自立支援につながる場合	2
-------------------------	---

上記の加点は、期限がある書類の場合は期限が有効のもの、期限がない書類の場合は発行2か月以内に限りま

す。

《単身赴任による加点》

辞 住 令 民 票	単身赴任(他に同居者がいない) ※三郷市に隣接する市区(松戸市・流山市・吉川市・八潮市・葛飾区)以外に居住している場合	2
	単身赴任(他に同居者がいる) ※三郷市に隣接する市区(松戸市・流山市・吉川市・八潮市・葛飾区)以外に居住している場合	1

会社の辞令による単身赴任が必要な場合で、会社からの辞令により住民票を異動し、三郷市に隣接する市区以外に居住していると判断できる場合、加点となります。住民票及び会社の辞令をご提出ください。

《兄弟姉妹による加点》

兄弟姉妹が既に認可保育施設を利用している場合 (4月申込時は兄弟姉妹が卒園してしまう場合または退所予定の場合を除く)	2
兄弟姉妹が認定こども園(1号認定)や幼稚園等をご利用の場合は上記加点の対象外となり、下記のいずれかが加点対象となります。	
多胎児が同時に申込みをしている場合	2
申込本児および上記条件に該当する児童を除く、就学前児童がいる場合 (4月申込時は兄弟姉妹が、4.1時点で満6歳になる児童を除く)	1

《認可外保育施設等による加点》

入所を希望する児童を一時保育、市外の認可保育施設、認可外保育施設(事業所内、企業内保育施設等を含む)、ファミリーサポートセンター等に【週4日】以上預けて既に就労している場合	3
入所を希望する児童を一時保育、認可外保育施設(事業所内、企業内保育施設等を含む)、ファミリーサポートセンター等に【週3日】預けて既に就労している場合	2

申込児童が認可外保育施設等(幼稚園含む)を利用している場合、在園証明書の提出が必要です。在園証明書及び就労証明書は、申込締め切り時点で利用していることが分かること、また、復職ないし就労を開始していることが分かるように記載されている必要があります。

11	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み	年	月	日
----	-----------	---	---	---	---

※就労(内定)、就労(上記以外)、内職で点数が付いている場合や育児休業・産前産後休暇取得中の場合は、加点の対象外となります。

※3点加点をつけるには、就労と認可外保育施設等の利用がともに週4日以上必要となります(いずれかでも週3日の場合は2点加点、週3日を下回る場合は加点が付きません)。

《保育士資格による加点》

父母のいずれかが保育士資格を有し、「市内認可保育施設において月120時間以上の要件で内定している場合」または、「市内認可保育施設に就労しており、育児休業から月120時間以上の要件で入所の翌月1日までに復職予定の場合」	30
父母のいずれかが保育士資格を有し、「市内認可保育施設において月120時間未満の要件で内定している場合」または、「市内認可保育施設に就労しており、育児休業から月120時間未満の要件で入所の翌月1日までに復職予定の場合」	20
父母のいずれかが保育士資格を有し、「市外認可保育施設において月120時間以上の要件で内定している場合」または、「市外認可保育施設に就労しており、育児休業から月120時間以上の要件で入所の翌月1日までに復職予定の場合」	2

保育士資格による加点は、入所後ひと月以内に復職することが条件となります。入所児童の下の子の産前産後休暇や育児休業を取得(予定)の場合などは、加点の対象となりません。

※【重要】入所後に「就労証明書」や「復職証明書」にて入所申込み時に付けた点数の内容と異なる事実が判明した場合(申込み後に勤務日数・時間を減らした、退職した等)には、入所を取り消し**退所いただく**場合があります。

13. 広域入所について

三郷市外にお住まいで、三郷市内の保育施設に入所を希望する方・市内にお住まいで市外の保育施設に入所を希望する方の手続きとなります。（転入予定、転出予定の方もこちらの手続きにより申込みとなります）
 ※広域入所についてのくわしい案内は、市ホームページにも掲載しています。併せてご確認ください。

三郷市外にお住まいで、三郷市内の保育施設に入所を希望する方【転入・受託】

三郷市外にお住まいの方の市内保育施設の申込みについては、以下の申込み条件のいずれかに該当する方が対象となります。お住まいの市区町村でも委託条件を設けている場合がありますので必ず事前にお住まいの市区町村の保育担当課ご確認ください。

- ①三郷市に転入予定の方【転入】
 - ②3歳児クラス以上かつ、保護者の保育必要性の事由が「就労」で保護者どちらかの就労先が三郷市内にある方かそれに準ずるとお住まいの市区町村が判断した方【受託】
 - ③三郷市から転出する前に三郷市の保育施設を利用しており、転出後に転出先の市区町村が三郷市での保育が必要と判断した方【受託】
- ※②、③については原則、年度末までの利用となります。

【申込みの流れ】

1	必要書類の提出※	お住まいの市区町村の保育担当課に必要書類を提出してください。 ※入所希望月の受付期間（4ページもしくは6ページ）の最終日の概ね10日前を目安に三郷市に到着するように提出してください。
2	書類の審査並びに 問診の予約連絡	三郷市で書類を審査した後、三郷市すこやか課から問診の日程調整のため、電話にて連絡をいたします。
3	問診	お子さんの発育状況等を三郷市内の公立保育所又は子育て支援ステーション「ほほえみ」（健康福祉会館2階）にて確認します（問診の内容により、別日程で再問診をさせていただく場合があります）。

ここまでのお手続きで、申込み手続き完了となります（利用調整を受けることができます）。

4	結果の送付	転入前 転入予定のない方 転入済の方	} 現在お住まいの市区町村から結果を送付します。 } 三郷市から結果を送付します。
5	(転入予定の方) 転入手続き	転入手続き時に三郷市すこやか課へお立ち寄りください。 ※利用希望月の前月末日までに転入が確認できない場合、利用決定が取り消しとなりますのでご注意ください。	

※7ページの各種申請書類に加え、以下の書類をご用意ください。

(★マークの書類は三郷市ホームページからダウンロードが可能です。)

1	転入の場合	転入に関する誓約書	★
2		不動産の売買契約書または賃貸借契約書の写し	
3		【転入用】確認票	★



三郷市内にお住まいで、三郷市外の保育施設に入所を希望する方【転出・委託】

三郷市内にお住まいの方の市外保育施設の申込みについては、以下の申込み条件のいずれかに該当する方が対象となります。転出・委託先の市区町村でも条件を設けている場合がございますので、必ず事前に転出・委託先の市区町村の保育担当課にご確認ください。

- ①三郷市外へ転出予定の方【転出】
- ②他市区町村の利用要件に該当している方【委託】
- ③転入前に保育施設を利用していたが、三郷市の保育施設に入所決定しなかった方【委託】
- ④里帰り出産を希望される方【委託】

※②、③の場合、原則、年度末までの利用となります。

【申込みの流れ】

1	必要書類の提出並びに問診の予約	三郷市すこやか課窓口に必要な書類を提出してください。 ※転出・委託希望先市区町村の入所希望月の受付期間の最終日の概ね10日前を目安に、三郷市に必要な書類を提出してください。問診が必要な方は、提出時に問診の予約を取ります。
2	書類の審査	三郷市並びにお申込み先の市区町村で書類の審査を行います。不足書類等があれば、三郷市からご連絡いたします。
3	問診（必要時）	お子さんの発育状況等を三郷市内の公立保育所又は子育て支援ステーション「ほほえみ」（健康福祉会館2階）にて確認します。（問診の内容により、別日程で再問診をさせていただく場合があります）
4	結果の送付	転出前 転出予定のない方 } 三郷市から結果を送付いたします。 転出後 } 転出先市区町村から結果を送付いたします。
5	（転出予定の方） 住民票の異動手続き	転出先市区町村へ転入手続きを済ませた後、保育施設担当課でのお手続きがあることが一般的です。事前に転出先市区町村の保育担当課へお問い合わせの上、必要な手続きを行ってください。



＼ 必ず確認してね ／



転出・委託のお申込みに関しましては、必ず申込み先の市区町村に必要な書類及び、書類の締切日をご確認の上、締切日の概ね10日前に三郷市すこやか課窓口にご提出いただきますようお願いいたします。※受付期間の間近での提出では間に合わない場合があります。また、その場合の責任は負いかねます。

14. 保育施設一覧

市内には公立保育所が6か所、私立保育園が17か所（内1園は令和6年4月開園予定）、認定こども園が6か所、小規模保育事業が8か所、事業所内保育事業が1か所、計38園の認可保育施設があります。

※掲載情報は、令和5年8月1日現在の情報です。こちらに掲載のない情報もありますので、詳細は園に必ずご確認ください。

※各施設における利用定員を表記していますが、実際の預かり状況と異なる場合があります。

公立保育所							
	所在地	電話番号	利用定員	開設時間	園庭	駐車場 (台)	
1	上口保育所	上口1-208 048(952)1604	90名 0歳児(6か月～):6名、1歳児:14名、2歳児:15名 3歳児:17名、4歳児:19名、5歳児:19名	月～金曜日7:30～18:30 土曜日7:30～16:30	○	4	
2	丹後保育所	早稲田8-7-5 048(957)2552	100名 0歳児(6か月～):6名、1歳児:15名、2歳児:16名 3歳児:21名、4歳児:21名、5歳児:21名	月～金曜日7:30～18:30 土曜日7:30～16:30	○	5	
3	高州保育所	高州2-259-2 048(955)0325	110名 0歳児(6か月～):6名、1歳児:14名、2歳児:21名 3歳児:23名、4歳児:23名、5歳児:23名	月～金曜日7:30～18:30 土曜日7:30～18:30	○	3	
4	さくら保育所	彦成4-4-16 048(958)0390	120名 0歳児(6か月～):6名、1歳児:15名、2歳児:24名 3歳児:25名、4歳児:25名、5歳児:25名	月～金曜日7:30～19:00 土曜日7:30～18:30	○	3	
5	彦成保育所	彦成2-278 048(957)3377	85名 0歳児(6か月～):10名、1歳児:11名、2歳児:16名 3歳児:16名、4歳児:16名、5歳児:16名	月～金曜日7:30～18:30 土曜日7:30～16:30	○	5	
6	早稲田保育所	早稲田3-18-13 048(959)0911	90名 0歳児(6か月～):6名、1歳児:10名、2歳児:17名 3歳児:19名、4歳児:19名、5歳児:19名	月～金曜日7:30～19:00 土曜日7:30～18:30	○	10	
私立保育園							
	所在地	電話番号	利用定員	開設時間	園庭	駐車場 (台)	
7	つくし保育園	幸房702 048(952)2550	80名 0歳児(3か月～):12名、1歳児:12名、2歳児:12名 3歳児:14名、4歳児:15名、5歳児:15名	月～金曜日7:30～19:00 土曜日7:30～17:00	○	10	
8	コピーブリス쿨 みさとながとろ	鷹野1-415 048(951)0271	120名 0歳児(3か月～):9名、1歳児:15名、2歳児:21名 3歳児:25名、4歳児:25名、5歳児:25名	月～金曜日7:00～20:00 土曜日7:30～19:00	○	7	
9	三郷ひだまり保育園	栄1-252-1 048(951)0881	80名 0歳児(6か月～):8名、1歳児:14名、2歳児:16名 3歳児:16名、4歳児:13名、5歳児:13名	月～金曜日7:00～19:00 土曜日7:30～18:00	○	9	
10	みさとしらゆり保育園	中央1-2-1ザ・ライオンズ三郷 中央216 048(949)0072	50名 0歳児(6か月～):12名、1歳児:18名、2歳児:20名 ※卒園後の受入先なし	月～金曜日7:00～20:00 土曜日7:00～19:00	○	4	
11	みさとこころ保育園	三郷2-7-7 048(949)3001	130名 0歳児(6か月～):15名、1歳児:20名、2歳児:23名 3歳児:24名、4歳児:24名、5歳児:24名	月～金曜日7:00～20:00 土曜日7:30～18:30	○	5	
12	コピーブリス쿨 みさととがさき	戸ヶ崎3-227 048(955)2311	131名 0歳児(6か月～):12名、1歳児:20名、2歳児:24名 3歳児:25名、4歳児:25名、5歳児:25名	月～金曜日7:00～20:00 土曜日7:30～19:00	○	3	
13	コピーブリス쿨 みさとたかの	鷹野3-387 048(951)0855	130名 0歳児(3か月～):12名、1歳児:20名、2歳児:24名 3歳児:24名、4歳児:25名、5歳児:25名	月～金曜日7:00～20:00 土曜日7:30～19:00	○	3	
14	みさとしらゆり第2保育園	中央2-29-17 048(949)6568	119名 0歳児(3か月～):8名、1歳児:10名、2歳児:11名 3歳児:30名、4歳児:30名、5歳児:30名	月～金曜日7:00～20:00 土曜日7:00～19:00	○	4	
15	レイモンド戸ヶ崎保育園	戸ヶ崎2399-1 048(949)6610	90名 0歳児(6か月～):9名、1歳児:12名、2歳児:15名 3歳児:18名、4歳児:18名、5歳児:18名	月～金曜日7:00～20:00 土曜日7:30～19:00	○	8	
16	レイモンド新三郷保育園	半田299-1 048(951)0728	80名 0歳児(6か月～):9名、1歳児:12名、2歳児:14名 3歳児:15名、4歳児:15名、5歳児:15名	月～金曜日7:00～20:00 土曜日7:30～19:00	○	一般3 身障1	
17	わせだっこ中央保育園	谷中33-2 048(951)2235	30名 0歳児(6か月～):6名、1歳児:12名、2歳児:12名 ※卒園後の受入先:認定こども園わせだ	月～金曜日7:30～18:30 土曜日7:30～18:30	○	2	
18	桜花保育園三郷園	新和3-8 048(952)1222	150名 0歳児(3か月～):12名、1歳児:20名、2歳児:24名 3歳児:30名、4歳児:32名、5歳児:32名	月～金曜日7:30～19:30 土曜日7:30～18:30	○	39	
19	スクルドエンジェル保育園 三郷中央園	中央2-29-33 048(954)5101	90名 0歳児(3か月～):6名、1歳児:15名、2歳児:15名 3歳児:18名、4歳児:18名、5歳児:18名	月～金曜日7:00～20:00 土曜日7:00～20:00	×	2	
20	フレンドキッズランド三郷園	中央5-40-1 048(933)9864	80名 0歳児(6か月～):9名、1歳児:10名、2歳児:12名 3歳児:15名、4歳児:17名、5歳児:17名	月～金曜日7:00～19:00 土曜日7:30～18:30	○	14	
21	さんびこナーサリースクール	彦成1-99 048(953)9071	80名 0歳児(6か月～):6名、1歳児:10名、2歳児:10名 3歳児:18名、4歳児:18名、5歳児:18名	月～金曜日7:00～19:00 土曜日7:30～18:30	○	5	
22	さんびこ中央 ナーサリースクール	谷中105-1 048(954)5311	80名 0歳児(6か月～):6名、1歳児:12名、2歳児:15名 3歳児:15名、4歳児:16名、5歳児:16名	月～金曜日7:00～19:00 土曜日7:30～18:30	○	7	
23	三郷まりーな保育園	三郷3-13-4 048(287)8686	90名 1歳児:16名、2歳児:17名 3歳児:19名、4歳児:19名、5歳児:19名 (※0歳児の受入なし)	月～金曜日7:00～19:00 土曜日7:00～18:00	○	8	

※主食費・副食費は3歳児クラス以上にかかる費用です。2歳児クラスまでは保育料に含まれます。
 ※その他費用については、毎月（又は毎年）かかる費用を掲載しています。その他、保険加入料や帽子代等、入園時にかかる費用がございますので、詳細は施設にお問い合わせください。

公立保育所									
		主食費 (月額)	副食費 (月額)	延長保育	その他費用	保護者会/会費	おむつ 処理	入園金 (円)	制服 (円)
1	上口保育所	500円	4,000円	50円/30分	300円/月 (布団消毒乾燥代)	×	0円 (園処理)	×	×
2	丹後保育所	500円	4,000円	50円/30分	300円/月 (布団消毒乾燥代)	×	0円 (園処理)	×	×
3	高州保育所	500円	4,000円	50円/30分	300円/月 (布団消毒乾燥代)	×	0円 (園処理)	×	×
4	さくら保育所	500円	4,000円	50円/30分	300円/月 (布団消毒乾燥代)	×	0円 (園処理)	×	×
5	彦成保育所	500円	4,000円	50円/30分	300円/月 (布団消毒乾燥代)	×	0円 (園処理)	×	×
6	早稲田保育所	500円	4,000円	50円/30分	300円/月 (布団消毒乾燥代)	×	0円 (園処理)	×	×
私立保育園									
		主食費 (月額)	副食費 (月額)	延長保育	その他費用	保護者会/会費	おむつ 処理	入園金 (円)	制服 (円)
7	つくし保育園	2,000円	5,500円	200円/30分	980円/年 (保育材料費)	父母会1,500円	0円 (園処理)	×	×
8	コピープリスクール みさとながとろ	1,500円	6,000円	50円/30分	270円/月 (布団消毒乾燥代)	×	0円 (園処理)	×	約20,000円
9	三郷ひだまり保育園	1,200円	4,800円	250円/30分	450円/月 (月刊誌代) その他3カ月毎、6カ月毎の費用あり	150円/月	19円 ×使用回数分 (園処理)	×	×
10	みさとしらゆり保育園	0円	0円	150円/30分	×	×	0円 (園処理)	×	2歳:体操服 (希望制)
11	みさとこころ保育園	800円	4,500円	200円/30分	440円/月 (絵本代等)	×	0円 (園処理)	×	×
12	コピープリスクール みさとがさき	1,500円	6000円	50円/30分	270円/月 (布団消毒乾燥代)	×	0円 (園処理)	×	約20,000円
13	コピープリスクール みさとたかの	1,500円	6,000円	50円/30分	270円/月 (布団消毒乾燥代)	×	0円 (園処理)	×	約20,000円
14	みさとしらゆり第2保育園	1,200円	5,000円	150円/30分	×	×	0円 (園処理)	×	希望制
15	レイモンド戸ヶ崎保育園	1,000円	5,200円	150円/30分	0~1歳児:270円/月 (布団乾燥費)	×	0円 (園処理)	×	×
16	レイモンド新三郷保育園	1,000円	5,200円	150円/30分	0~1歳児:270円/月 (布団乾燥費)	×	0円 (園処理)	×	×
17	わせだっこ中央保育園	0円	0円	300円/15分	4,430円 (帽子・連絡帳代等)	○/500円/月	費用未定 (園処理)	×	×
18	桜花保育園三郷園	2,000円	4,500円	250円/30分	×	×	0円 (園処理)	×	×
19	スクルドエンジェル保育園 三郷中央園	500円	4,000円	100円/30分	×	×	0円 (園処理)	×	×
20	フレンドキッズランド三郷園	550円	4,950円	朝55円/1回 夕110円/1回	8,800円/年 (衛生教材費)	×	550円 (園処理)	×	×
21	さんびこナーサリースクール	1,000円	5,000円	標準100円/30分 短200円/30分	×	×	0円 (園処理)	×	×
22	さんびこ中央 ナーサリースクール	1,000円	5,000円	標準100円/30分 短200円/30分	×	×	0円 (園処理)	×	×
23	三郷まりーな保育園	2,000円	4,500円	300円/60分	1,500円/月 (布団リース代等)	×	0円 (園処理)	×	×

認定こども園（幼保連携型認定こども園）							
	所在地	電話番号	利用定員		開設時間	園庭	駐車場 (台)
24	わせだ	幸房1457-1 048(952)2807	88名	0歳児(6か月～):3名、1歳児:6名、2歳児:11名 3歳児:20名、4歳児:24名、5歳児:24名	月～金曜日7:30～18:30 土曜日7:30～18:30	○	10
25	栄光けやきの森	高州1-174-1 048(955)0630(3～5歳) 048(950)8782(0～2歳)	75名	0歳児(6か月～):6名、1歳児:12名、2歳児:12名 3歳児:15名、4歳児:15名、5歳児:15名	月～金曜日7:00～20:00 土曜日7:00～20:00	○	40
26	みさとさくらの森	彦成4-321 048(950)0505	90名	0歳児(6か月～):6名、1歳児:12名、2歳児:18名 3歳児:18名、4歳児:18名、5歳児:18名	月～金曜日7:00～20:00 土曜日7:30～19:00	○	6
27	埼玉さくら幼稚園	戸ヶ崎2336 048(969)4115	104名	1歳児:12名、2歳児:12名 3歳児:20名、4歳児:30名、5歳児:30名 (※0歳児の受入なし)	月～金曜日7:00～19:00 土曜日7:00～19:00	○	28
28	いなほ幼稚園	早稲田7-13-12 048(957)2028	135名 予定	0歳児(6か月～):3名、1歳児:18名、2歳児:24名 3歳児:30名、4歳児:30名、5歳児:30名	月～金曜日7:30～19:00 土曜日7:30～19:00	○	19
29	美咲こども園	彦成3-94 048(954)7222	140名	0歳児(3か月～):12名、1歳児:22名、2歳児:24名 3歳児:27名、4歳児:27名、5歳児:28名	月～金曜日7:00～19:00 土曜日7:00～18:30	○	25
小規模保育事業（0～2歳児クラスまでの保育施設）							
	所在地	電話番号	利用定員		開設時間	園庭	駐車場 (台)
30	さんびこ保育園	彦成1-100 048(960)0145	19名	1歳児:9名、2歳児:10名 (※0歳児の受入なし) ※卒園後の受入先:さんびこナーサリースクール	月～金曜日7:00～19:00 土曜日7:30～18:30	○	4
31	ニティキッズ新三郷保育園	彦成4-4-17-108 048(950)6911	19名	0歳児(6か月～):6名、1歳児:6名、2歳児:7名 ※卒園後の受入先:さくら保育所	月～金曜日7:00～19:00 土曜日7:30～18:30	×	12 (共有スペース)
32	みさとわせだ スマートスマイル保育園	早稲田2-6-6 048(949)6739	19名	0歳児(6か月～):3名、1歳児:8名、2歳児:8名 ※卒園後の受入先:早稲田保育所	月～金曜日7:00～20:00 土曜日7:00～20:00	×	×
33	三郷中央すずらん保育園	中央1-21-9 048(949)0115	19名	0歳児(6か月～):3名、1歳児:8名、2歳児:8名 ※卒園後の受入先:上口保育所	月～金曜日7:00～19:00 土曜日7:00～19:00	×	×
34	MIRATZ三郷中央第一保育園	中央1-5-15-1F 048(954)5735	19名	1歳児:9名、2歳児:10名 ※卒園後の受入先なし	月～金曜日7:00～19:00 土曜日7:00～19:00	×	×
35	MIRATZ三郷中央第二保育園	中央1-5-15-2F 048(954)5743	19名	1歳児:9名、2歳児:10名 ※卒園後の受入先なし	月～金曜日7:00～19:00 土曜日7:00～19:00	×	×
36	しおどめ保育園三郷中央	中央5-30-7 048(953)3355	19名	1歳児:9名、2歳児:10名 ※卒園後の受入先なし	月～金曜日7:30～19:30 土曜日7:30～18:30	○	2
37	しらゆり ナーサリールーム	中央2-29-17 048(949)6568	12名	1歳児:6名、2歳児:6名(※0歳児の受入なし) ※卒園後の受入先:みさとしらゆり第2保育園	月～金曜日7:00～20:00 土曜日7:00～19:00	○	4
事業所内保育事業							
	所在地	電話番号	利用定員		開設時間	園庭	駐車場 (台)
38	ひまわり保育園	市助119-1 048(951)5103	19名 ※	0歳児(6か月～):1名、1歳児:2名、2歳児:2名 ※19名のうち5名が地域枠 ※卒園後の受入先なし	月～金曜日7:30～18:30 土曜日7:30～18:30	○	8

23は令和6年4月に新規開設予定の施設です。施設整備の進捗状況により、開園時期がずれ込む可能性もありますので、施設利用希望の際には、新規開設園のみを希望することのないようご注意ください

※みさとしらゆり保育園、MIRATZ 三郷中央第一保育園、MIRATZ 三郷中央第二保育園、しおどめ保育園三郷中央、ひまわり保育園（地域枠）の現2歳児クラスのお子さんについては、連携保育施設の設定はありませんが、市内認可保育施設に在籍する2歳児クラスの全児童が3歳児クラスに在籍出来る様、認可保育施設の定員設定をしており、保育を提供する体制を整えております。また、新規申込の方に先行して入所児童の転所選考を行っております。（選考指数に基づく利用調整を行いますので、希望先や兄弟条件によっては3歳児クラスから通園先がない場合もございます。）

※令和6年4月開設予定の保育施設については、転園・新規申込ともに利用希望保育施設として記載いただけます。定員の半数を目安に転園の利用調整を先に行い、その後、新規申込の選考を行います。

【例】1歳児クラス18名定員の場合

転園申込者が12名いた場合、選考により9名決定し、残りの9名を新規申込者から決定する。

認定こども園（幼保連携型認定こども園）									
		主食費 (月額)	副食費 (月額)	延長保育	その他費用	保護者会/会費	おむつ 処理	入園金 (円)	制服 (円)
24	わせだ	70円/日	280円/日	300円/15分	3~5歳児:50,000円/年 (教材費等)	6,600円/年	250円/月 (園処理)	70,000円	40,000円
25	栄光けやきの森	1,325円 (変動有)	6,625円 (変動有)	250円/30分	350円/月(布団消毒) 0~2歳:100円/月(教材費) 3~5歳:約3,000円/月 (教材費・卒業積立・特別教育費等)	350円/月 (3~5歳児)	150円/月 (園処理)	70,000円	約33,000円
26	みさとさくらの森	3,076円	4,194円	250円/30分 短50円/30分有	0~2歳児:363円/月 (布団リース代) 3~5歳児:3,500円/月 (教育充実費)	2,000円/年 (3~5歳児)	300円 (園処理)	60,000円 (減免あり)	約30,000円
27	埼玉さくら幼稚園	1,500円	5,000円	250円/30分	8,000円/月 (教育充実費・行事費)	×	0円 (園処理)	140,000円	約70,000円
28	いなほ幼稚園	2,000円	6,000円	250円/30分	4,000円/月(行事費等) 0~2歳:4,000円/月 (手ぶら登園代)	×	200円 (園処理)	70,000円	約40,000円
29	美咲こども園	1,000円	5,000円	200円/30分	660円/月 (絵本代)	300円/月	0円 (園処理)	×	約6,500円
小規模保育事業（0~2歳児クラスまでの保育施設）									
		主食費 (月額)	副食費 (月額)	延長保育	その他費用	保護者会/会費	おむつ 処理	入園金 (円)	制服 (円)
30	さんびこ保育園	0円	0円	標準100円/30分 短200円/30分	×	×	0円 (園処理)	×	×
31	ニチキッズ新三郷保育園	0円	0円	30分/250円 (月極あり)	×	×	0円 (園処理)	×	×
32	みさとわせだ スマートスマイル保育園	0円	0円	50円/30分	写真代 (希望者のみ)	×	0円 (園処理)	×	×
33	三郷中央すずらん保育園	0円	0円	200円/30分	×	×	200円 (園処理)	×	×
34	MIRATZ三郷中央第一保育園	0円	0円	500円/30分	×	×	0円 (園処理)	×	×
35	MIRATZ三郷中央第二保育園	0円	0円	500円/30分	×	×	0円 (園処理)	×	×
36	しおどめ保育園三郷中央	0円	0円	200円/30分	2,800円/月 (手ぶら登園代)	×	200円 (園処理)	×	×
37	しらゆり ナーサリールーム	0円	0円	150円/30分	×	×	0円 (園処理)	×	体操服 (希望制)
事業所内保育事業									
		主食費 (月額)	副食費 (月額)	延長保育	その他費用	保護者会/会費	おむつ 処理	入園金 (円)	制服 (円)
38	ひまわり保育園	0円	0円	250円/30分	×	×	0円 (園処理)	×	×

※認定こども園の入園金及び制服については、3歳児クラス以上で入園される方や3歳児クラスに進級する際に必要になります。

15. その他の施設

下記施設はこのたびきでは申込みすることができません。受付方法やご相談は各施設へ連絡をお願いいたします。

《幼稚園》

	施設名称	所在地	電話番号	認可定員
幼稚園	みさと幼稚園	鷹野 1-183	048-955-1741	240
	ちくみ幼稚園	彦沢 1-19	048-952-4512	320
	ゆたか幼稚園	戸ヶ崎 2-576	048-955-2550	210
	みやおか幼稚園	彦成 3-236	048-957-7362	320
	新和幼稚園	新和 2-186	048-953-2271	210
	彦成幼稚園	谷口 255-1	048-952-7008	245
	三郷ひかり幼稚園	彦糸 3-1-1	048-957-9532	280
	天使幼稚園	彦成 4-60-1	048-957-2350	320

《認定こども園（1号（幼稚園）部分）》

	施設名称	所在地	電話番号	利用定員 (1号認定)
認定こども園	わせだ	幸房 1457-1	048-952-2807	90（予定）
	栄光けやきの森	高州 1-174-1	048-955-0630	200（予定）
	みさとさくらの森	彦成 4-321	048-958-3887	105
	埼玉さくら幼稚園	戸ヶ崎 2336	048-969-4115	90
	いなほ幼稚園	早稲田 7-13-12	048-957-2028	141
	美咲こども園※R6 移行予定	彦成 3-94	048-954-7222	10（予定）

《認可外保育施設》（令和4年12月1日現在）

	施設名称・対象年齢	所在地・電話番号	開設時間
認可外保育施設	池田幼児教室 1歳6か月児から	新和 1-137 090-2487-9186	月～金：7:30～19:00 土曜日：8:00～18:00
	アデリー保育室 0歳児から12歳まで	早稲田 2-6-9 048-951-7375	月～金：7:30～18:30 土曜日：要相談
	株式会社純誠会 ひまわり保育園 8か月児から2歳児まで	早稲田 2-16-12 048-950-2770	月～金：7:00～18:00 土曜日：7:00～18:00
	若海家庭保育室 0歳児から2歳児まで	戸ヶ崎 2301-3 048-955-5696	月～金：8:00～17:00 土曜日：8:00～17:00
	ふえありい保育園 三郷中央園 6か月児から2歳児まで	中央 5-2-2 048-940-5930	月～金：7:30～19:00 土曜日：7:30～19:00
	保育室 beat 1歳児から3歳児まで	中央 4-29-22 048-951-2413	月～金：8:30～17:30
	あいえず保育園 0歳児から2歳児まで	采女 1-205-3 048-957-0419	月～土：8:00～19:00
	ママスクエア DPL みさと保育園 満1歳児から就学前まで	インター南 3-2-1 070-3352-1809	月～土：8:00～19:00

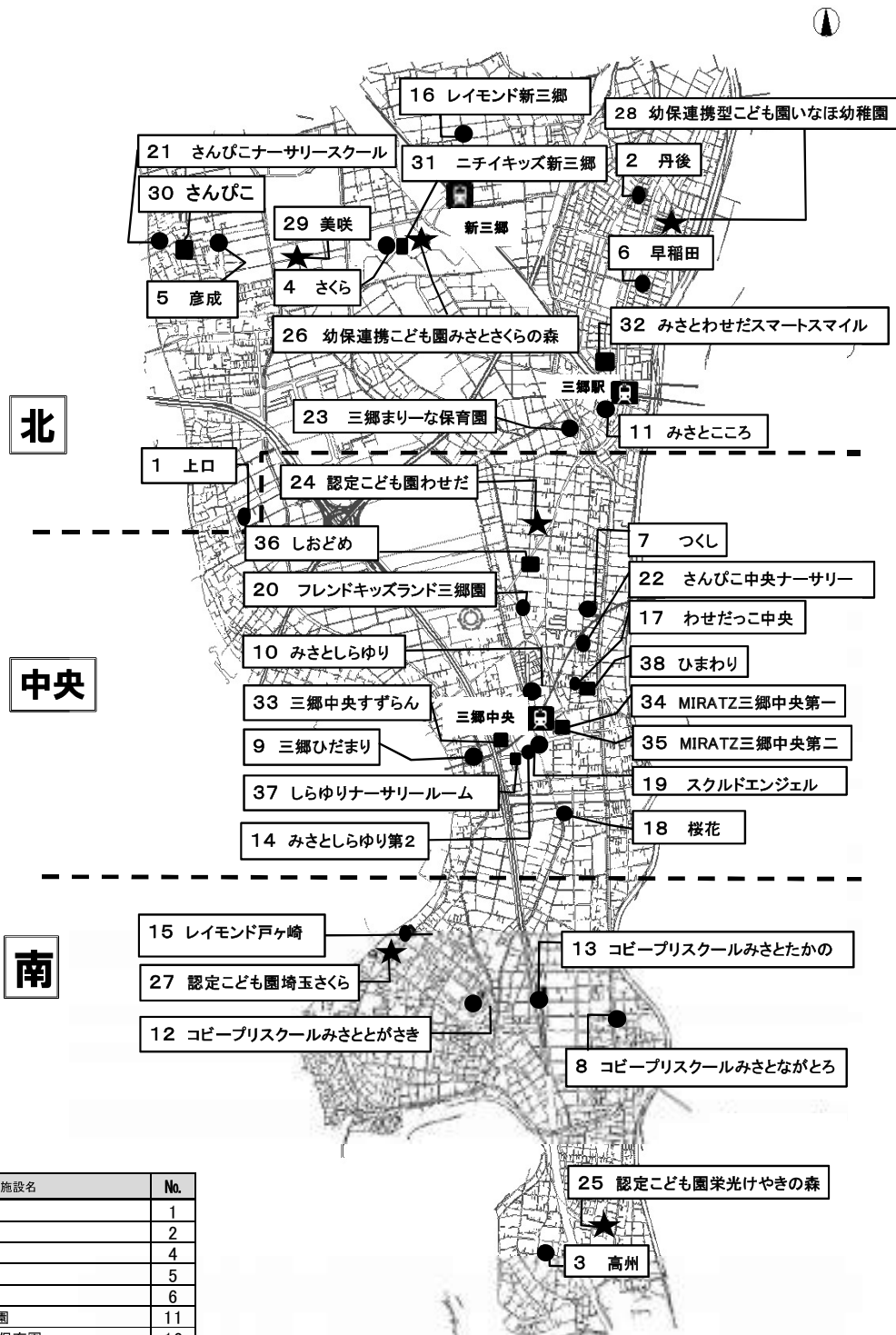
○認可外保育施設は、市外の保育施設を利用することが可能です。

市外認可外保育施設については保育施設の所在地の市区町村のホームページをご確認ください。

16. よくある質問

	番号	よくある質問	回答
申込みについて	1	申込みをすれば必ず入所できますか？ 入所は先着順ですか？	申込み人数が保育施設の空き枠を超える場合、市が利用調整を行い、利用者を決定するため、入所できない場合があります。指数表に基づき選考を行うため、 先着順ではありません 。また、嘆願書等の提出をいただいても利用調整に影響はございません。
	2	書類が受付期間に準備できていなくても、提出することは可能ですか？	提出書類がすべて揃ってから提出となります。就労証明書や課税証明書など取得に時間がかかるものは早めの取得手続きをお願いします。
	3	保育を必要とする事由（外勤と内職等）が複数ある場合どのように指数が決まりますか？	事由が複数ある場合でも、最も指数の高い事由を一つ採用するため、事由による指数に複数か所の指数がつくことはありません。
申込み後の流れについて	4	いつの状況で選考を行いますか？ 基準日はいつになりますか？	4月入所の選考は以下の基準日を設けます。 1次選考：令和5年10月18日（水）（令和5年9月2日以降生まれのお子さんは1/9（火）） 2次選考：令和5年12月15日（金）（令和5年9月2日以降生まれのお子さんは1/9（火）） 5月以降の基準日は選考月の前月5日です。
	5	申込みを行い保留となった場合は、再度申し込みをする必要がありますか？	保留となった場合、申込みは 年度内有効 ですので年度内に再度申込みする必要はありません。その後も毎月入所選考を行い、入所決定した場合、通知を郵送します。10月までに利用決定が出ず、翌年度も引き続き保育の利用を希望する場合は、改めて翌年度の申込みをしてください。 また、ご家庭や就労の状況が変わった場合はそのことがわかる書類のみご提出ください。
	6	入所決定を辞退したいのですがどのような手続きが必要ですか？	入所日より前にすこやか課窓口で手続きをお願いします。また、 辞退をした場合で同一年度中に再度申込み場合、次回以降の選考で指数の減点となりますので、ご注意ください。
保育所（園）について	7	保育所と保育園の違いは？ 公立と私立ではどのような違いがありますか？	本市では公立の施設は「保育所」、私立の施設は「保育園」と名称を分けております。公立保育所は市が設置・運営しており、私立保育園は、社会福祉法人等が設置し、運営しています。
	8	認定こども園とはどのような施設ですか？	認定こども園は幼稚園と保育園が併設している施設です。日中（おおむね午前10時～午後2時）は教育、それ以外の時間は保育を行います。 3歳児以上のクラスに入所するとき、入園受入準備金や制服代等が必要となりますので、利用希望の際は事前に各園にご確認ください。
保育所入所決定後について	9	入所が決定しましたが、今別の施設（認可外保育施設・幼稚園等）に通っています。入園時期をずらすことはできますか？	入園時期を先延ばしにすることはできません。二重在籍した場合の保育料など、その他費用についてはすべて自己負担になります（「幼児教育・保育の無償化」の制度を利用することはできません）。また、入所が決定した認可保育施設に1か月間1日も登園がない場合、退所となります。
	10	転所（園）についてどのように申込みをすればよいですか？	転所（園）を希望する方は「施設等利用変更調整申込書」の提出が必要です。転所希望月の前月5日（土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日）が提出期限となっております。（申請は年度内有効です。転所の意思が無くなった場合は「保育所等入所（転所）申込取下届（入所決定辞退届）」を提出してください。）※郵送での受付はできません。また、転所が内定した場合、取消しできませんので、ご注意ください。

17. 市内保育施設位置図



MAP	保育施設名	No.	
北	公立	上口保育所	1
	公立	丹後保育所	2
	公立	さくら保育所	4
	公立	彦成保育所	5
	公立	早稲田保育所	6
	公立	みさところ保育園	11
	私立	レイモンド新三郷保育園	16
	私立	さんびこナーサリースクール	21
	私立	三郷まりな保育園	23
	認	幼保連携型認定こども園みさとさくらの森	26
	認	幼保連携型認定こども園いなほ幼稚園	28
	認	美咲こども園	29
南	小規模	さんびこ保育園	30
	小規模	ニチキッズ新三郷保育園	31
	小規模	みさとわせたスマートスマイル保育園	32
	公	高州保育所	3
	私立	コピープリスクールみさとがさき	12
	私立	コピープリスクールみさとながとろ	8
	私立	レイモンド戸ヶ崎保育園	15
	私立	コピープリスクールみさとたかの	13
	認	認定こども園栄光けやきの森	25
	認	認定こども園埼玉さくら幼稚園	27

中央	私立	つくし保育園	7
	私立	三郷ひだまり保育園	9
	私立	みさとしらゆり保育園	10
	私立	みさとしらゆり第2保育園	14
	私立	わせたっこ中央保育園	17
	私立	桜花保育園三郷園	18
	私立	スクールエンジェル保育園三中央園	19
	私立	フレンドキッズランド三郷園	20
	私立	さんびこ中央ナーサリースクール	22
	私立	認定こども園わせた	24
事業所	小規模	三郷中央すずらん保育園	33
	小規模	MIRATZ三郷中央第一保育園	34
	小規模	MIRATZ三郷中央第二保育園	35
	小規模	しおどめ保育園三郷中央園	36
	小規模	しらゆりナーサリールーム	37
	事業所	ひまわり保育園	38

公立(公)・・・公立保育所
 私立・・・私立保育所
 認・・・幼保連携型認定こども園
 小規模・・・小規模保育事業A型
 事業所・・・事業所内保育事業A型